工事成績評定要領第６条関係
（様式第３号）

工　事　成　績　採　点　表

（建築等工事 請負額５千万円超）　　課

工事名		契約金額（最終）	円	工期	年　月　日　から	検査年月日	年　月　日
請負者名		完成年月日	年　月　日		年　月　日　まで	③ 専任・指定検査職員	

考査項目		① 担当監督職員						② 総括監督職員						氏名					
		氏名						氏名						氏名		・・・・・・・・			
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	b	c	d	e	評価	a	b	c	d	e	評価
１．施工体制	Ⅰ施工体制一般	－	+1.5	0	−5	−10	b												
	Ⅱ配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5	−10	a												
２．施工状況	Ⅰ施工管理	－	+1.5	0	−5	−10	b							+5	+2.5	0	−7.5	−15	a
	Ⅱ工程管理	+1.0	+0.5	0	−5	−10	a	+10	+5	0	−7.5	−15	a						
	Ⅲ安全対策	+2.0	+1.0	0	−5	−10	a	+15	+7.5	0	−7.5	−15	a						
	Ⅳ対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5	a												
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5	a							+10	+5	0	−10	−20	a
	Ⅱ品質	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5	a							+15	+7.5	0	−12.5	−25	a
	Ⅲ出来ばえ													+5	+2.5	0	−5	－	a
４．工事特性	Ⅰ施工条件等への対応(※２)	13		0	－	－	13												
５．創意工夫	Ⅰ創意工夫(※３)	7		0	－	－	7												
６．社会性等	Ⅰ地域へ貢献等							+10	+5	0	－	－	a						
加減点合計　(1+2+3+4+5+6)		35.0　点						35.0　点						35.0　点					
評定点　(※１)		① 100.0　点						② 100.0　点						③ 100.0　点					

７．評定点計（※５）	100 点　(① 100 点×0.4＋② 100 点×0.2＋③ 100 点×0.4) ＝ 評定点計		
８．法令遵守等（※４）	－0 点	法令遵守等の該当事由	
優秀	100 点　評定点計（ 100 点）－７.法令遵守等（ 0 点）＝ 100 点		
所見（※５）	担当監督職員		
	総括監督職員		
	専任・指定検査職員		

※１　６５点＋加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）とする。各評定点（①～③）は小数第１位まで記入する。
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　　評価に際しては、担当監督職員が評価するものとする。
※３　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※４　４．５．６は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価するのみとし、評価は総括監督職員が行う。
※５　評定点合計は、四捨五入により整数とする。所見は必ず記入すること。

工事成績評定要領第６条関係（様式第４号）

工事名　　0　細目別評定点採点表(請負額5千万超の建築等工事に使用する)　　課　　年　月　日　作成

項　目	細　別	① 担当監督職員	② 総括監督職員			③ 専任検査職員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	(1.5) × 0.4 + 2.6 = 3.2 点					3.2 / 3.2点	3.2%
	Ⅱ. 配置技術者	(3) × 0.4 + 2.6 = 3.8 点					3.8 / 3.8点	3.8%
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	(1.5) × 0.4 + 2.6 = 3.2 点				(5) × 0.4 + 6.5 = 8.5 点	11.7 / 11.7点	11.7%
	Ⅱ. 工程管理	(1) × 0.4 + 2.6 = 3.0 点	(10) × 0.2 + 4.3 = 6.3 点				9.3 / 9.3点	9.3%
	Ⅲ. 安全対策	(2) × 0.4 + 2.6 = 3.4 点	(15) × 0.2 + 4.3 = 7.3 点				10.7 / 10.7点	10.7%
	Ⅳ. 対外関係	(2) × 0.4 + 2.6 = 3.4 点					3.4 / 3.4点	3.4%
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	(2) × 0.4 + 2.6 = 3.4 点				(10) × 0.4 + 6.5 = 10.5 点	13.9 / 13.9点	13.9%
	Ⅱ. 品質	(2) × 0.4 + 2.6 = 3.4 点				(15) × 0.4 + 6.5 = 12.5 点	15.9 / 15.9点	15.9%
	Ⅲ. 出来ばえ					(5) × 0.4 + 6.5 = 8.5 点	8.5 / 8.5点	8.5%
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	(13) × 0.4 + 2.6 = 7.8 点					7.8 / 7.8点	7.8%
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	(7) × 0.4 + 2.6 = 5.4 点					5.4 / 5.4点	5.4%
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		(10) × 0.2 + 4.4 = 6.4 点				6.4 / 6.4点	6.4%
7. 法令遵守等			(0) ×1.0 = 0 点				0	100%
						評定点合計	100.0 / 100点	

※（①＋②＋③）＝細目別評定点

※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。（記載しなくても良いものとする。）

考査項目別運用表（建築工事）

（建築等工事 請負額5千万円超）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般		□ ①下請業者を含め、作業分担の範囲が書面で確認できる。
			□ ②品質管理体制が確立されている。
			□ ③安全管理体制が確立されている。
			□ ④現場の施工体制が書面と一致している。
			□ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
			□ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
		□	□ ⑦「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
		□	□ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 施工体制が不備であり、監督職員から文書による改善指示を行った。
評価			
b：施工体制が良好である。　c：他の事項に該当しない。　d：施工体制がやや不備である。　e：施工体制が不備である。			
			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上　・・・・・・・・ b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満　・・・ c			③ 評価値（　　%）＝（　）評価数×100／（　）対象評価項目数
該当項目が60%未満　・・・・・・・・ d			④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする
	評価＝ d	6項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

別紙-1

考査項目別運用表(建築工事)

担当監督職員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 (現場代理人等)		□ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。
			□ ②現場代理人として、監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。
			□ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
			□ ④設計図書の照査を行っている。
			□ ⑤主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
			□ ⑥書類及び資料が適切に整理されている。
			□ ⑦作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
			□ ⑧施工体制、施工状況を把握し、下請けを含み部下等によく指導している。
			□ ⑨施工等に伴う創意工夫又は提案をもって工事を進めている。
		□	□ ⑩専門技術者を選任し、配置している。
		□	□ ⑪作業主任者を選任し、配置している。
		□	□ ⑫「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
		□	□ ⑬その他 理由:
			(減点)該当すればe評価とする。
			□ 現場代理人等の技術者配置の不備等により、監督職員から文書による改善指示を行った。

評価
a:技術者が適切に配置されている・b:技術者がほぼ適切に配置されている。c:他の事項に該当しない。d:技術者の配置がやや不備である。 e:技術者の配置が不備である。
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a　① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b　② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c　③ 評価値(　　%)＝(　)評価数×100／(　)対象評価項目数 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・ d　④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする

	評価＝ d	9項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

別紙-1

考査項目別運用表(建築工事)

担当監督職員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①約款18条(条件変更等)第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、適切に処理している。
			□ ②施工計画書が、工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
			□ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
			□ ④品質管理が、日常的に行われている。
			□ ⑤一工程の施工の検査・確認の報告が、適時、適切に行われている。
			□ ⑥工事記録の整備が、適時、的確に行われている。
			□ ⑦使用する建築材料・設備機材(以下「材料・機材」という。)の調達の計画が適切であり、管理が良い。
			□ ⑧施工計画書と現場施工方法が、一致している。
			□ ⑨現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
		□	□ ⑩低騒音、低振動及び排出ガス対策型建設機械を使用している。
			□ ⑪建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		□	□ ⑫現場のイメージアップに、積極的に取り組んでいる。
			□ ⑬施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、適切に調整している。
			□ ⑭社内検査が適切に行われている。
			□ ⑮独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		□	□ ⑯「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
		□	□ ⑰その他 理由:
			(減点) □ 設計図書に適合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。 □ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 □ 定められた材料・機材及び施工の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 □ 契約図書に基づく施工上の義務について、監督職員から文書による改善指示を行った。
			上記のうち1項目該当 ・・・ d 上記のうち2項目以上該当 ・・・ e
評価			
b:施工管理が良好である。　c:他の事項に該当しない。　d:施工管理がやや不備である。　e:施工管理が不備である。			
該当項目が80%以上・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)=(　)評価数×100／(　)対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする
	評価= d	13項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表（建築工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理		□ ①実施工程表が、工事着手前に提出され、関連工事との調整もよく行っている。
			□ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
			□ ③工程のフォローアップを実施し、工程管理を行っている。
		□	□ ④工程に関する各種制約等があるにもかかわらず工期内にスムーズに作業を行った。
		□	□ ⑤現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□	□ ⑥近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行った。
			□ ⑦休日の確保を行っている。
			□ ⑧請負者の責による夜間や休日の作業がない。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
		□	□ ⑩その他 理由：
			（減点） □ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書による改善指示を行った。
			上記に該当すれば ・・・ d
			□ 請負者の責により工期内に工事を完成できなかった。（但し、改善指示による場合を除く。）
			上記に該当すれば ・・・ e

評価
a：工程管理が優れている。b：工程管理が良好である。c：他の事項に該当しない。d：工程管理がやや不備である。e：工程管理が不備である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値（　　%）＝（　）評価数×100／（　）対象評価項目数
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝ d	5項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表（建築工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策		☐ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
			☐ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
			☐ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
			☐ ④安全教育・訓練等を適時、的確に実施し、記録が整備されている。
			☐ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
			☐ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
			☐ ⑦安全管理の臨機の措置を行った。
		☐	☐ ⑧過積載防止に積極的に取り組んでいる。
			☐ ⑨使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。
		☐	☐ ⑩重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		☐	☐ ⑪山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		☐	☐ ⑫足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			☐ ⑬工事現場における保安設備等の設置・管理が的確であり、よく整備されている。
		☐	☐ ⑭「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
		☐	☐ ⑮その他 理由：
			（減点） ☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。
			上記に該当すれば ・・・ d
			☐ 安全対策の不備により重大な災害等を起こした。
			上記に該当すれば ・・・ e

評価			
a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：他の事項に該当しない。　d：安全対策がやや不備である。　e：安全対策が不備である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。	
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c		③ 評価値（　　%）＝（　）評価数×100／（　）対象評価項目数	
該当項目が60%未満・・・・・ d		④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする	
	評価＝ d	9項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表（建築工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	□	□ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
		□	□ ②工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行った。
			□ ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について十分な説明を行った。
			□ ④積極的な近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。
		□	□ ⑤関連工事業者との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
		□	□ ⑥「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
		□	□ ⑦その他 理由：
			（減点） □ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 □ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書による指示を行った。
			上記に該当すれば ・・・ d（2項目該当でもdとする。）
			□ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。
			上記に該当すれば ・・・ e

評価			
a：対外関係が優れている。b：対外関係が良好である。c：他の事項に該当しない。d：対外関係がやや不備である。e：対外関係が不備である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。	
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%）計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c		③ 評価値（　　%）＝（　）評価数×100／（　）対象評価項目数	
該当項目が60%未満・・・・・ d		④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする	
	評価＝ d	2項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表(建築工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		□ ①承諾図等が、設計図書を満足している。
			□ ②施工図等が、設計図書を満足している。
			□ ③出来形確認記録の内容が、適切である。
			□ ④現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
			□ ⑤不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。
		□	□ ⑥解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。
		□	□ ⑦その他 理由:
			(減点) □ 監督職員が文書で改善指示を行った。
			上記に該当すれば ・・・ d
			□ 約款第17条2項及び第3項に基づき破壊検査を行ったが出来形が確認出来なかった。
			上記に該当すれば ・・・ e
評価			
a:出来形が優れている。 b:出来形が良好である。 c:他の事項に該当しない。 d:出来形がやや不備である。e:出来形が不備である。			
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・ d			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)=(　)評価数×100/(　)対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする
	評価= d	5項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

別紙−1

考査項目別運用表（建築工事）

担当監督職員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		☐ ①材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
			☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率		☐ ③施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。
	0	☐	☐ ④各種構造の躯体工事における施工の品質が、適切である。
		☐	☐ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、適切である。
			☐ ⑥不可視部分の品質が工事写真で、的確に確認できる。
		☐	☐ ⑦その他 理由:
			（減点） ☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。
			上記に該当すれば ・・・ d
			☐ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
			上記に該当すれば ・・・ e

評価
a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：他の事項に該当しない。 d：品質がやや不備である。 e：品質が不備である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値（　　%）＝（　）評価数×100／（　）対象評価項目数
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする

	建築評価＝ d	4項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表（建築工事）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 □ ③品質確認記録の内容が、適切である。 □ ④品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ⑤システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。
	工事比率 0	□	□ ⑦その他 理由：
			（減点） □ 監督職員が文書で改善指示を行った。
			上記に該当すれば ・・・ d
			□ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
			上記に該当すれば ・・・ e

評価

a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：他の事項に該当しない。 d：品質がやや不備である。 e：品質が不備である。

該当項目が90%以上・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c
該当項目が60%未満・・・・・ d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数×100／（　）対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする

	電気評価＝ d	6項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

別紙−1

考査項目別運用表（建築工事）

担当監督職員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 ☐ ③品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ④品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ ⑤システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。
	工事比率 0	☐	☐ ⑦その他 理由：
			（減点） ☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。
			上記に該当すれば ・・・ d
			☐ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
			上記に該当すれば ・・・ e
評価			
a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：他の事項に該当しない。 d：品質がやや不備である。 e：品質が不備である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　）評価数×100／（　）対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする
	機械評価＝ d	6項	0 項目　　0%
3. 出来形及び出来ばえ　Ⅱ.品質			
	総合評価＝ d		0 項目　0%

※. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表(建築工事)

(高度1／3)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
4. 高度技術	■建物規模への対応	□	対象建物の延べ面積、高さ等の規模　※8 [評価技術事例] □ 延べ面積10,000㎡以上の建物 □ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □ 大空間のホール等を有する建物 □ その他(理由:　　)
	詳細評価内容		
	評　点＝ 0 点		
	■建物固有の機能の難しさへの対応	□ □ □	対象建物の耐震レベル 建物機能の特殊性 その他(理由:　　) [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	詳細評価内容		
	評　点＝ 0 点		
	■建物固有の施工技術の難しさへの 対応	□ □ □ □	建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【提案】 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 その他(理由:　　) [評価技術事例] ・VE提案(入札時、契約後、総合評価落札方式)された工法等が高度技術で評価できる場合 【提案】 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	詳細評価内容		
	評　点＝ 0 点		

考査項目別運用表（建築工事）

（高度2／3）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
4. 高度技術	■厳しい自然・地盤条件への対応	□	湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）
		□	軟弱地盤、支持地盤の影響
		□	雨・雪・風・気温等の影響
		□	その他（理由：　　）
			[評価技術事例]
			・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事
			・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事
			・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	詳細評価内容		
	評　点＝０点		
	■厳しい周辺環境等、社会条件との対応	□	地中埋設物等の作業障害
		□	工事の影響に配慮すべき建物等の近接物
		□	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
		□	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
		□	その他（理由：　　）
			[評価技術事例]
			・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事
			・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事
			・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事
			・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事
			・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整ををを行った工事
	詳細評価内容		
	評　点＝０点		

考査項目別運用表（建築工事）

（高度3／3）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
4. 高度技術	■施工現場での対応	☐	災害等での臨機の処置
		☐	施工状況（条件）に対応した施工・工法等
		☐	作業スペース等の制約
		☐	その他（理由：　　）
			[評価技術事例] ・地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 ・工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ・施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ・特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ・特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ・施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
	詳細評価内容		
	評　点＝０点		
	■その他	☐	NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。（2点）
		☐	活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。（2点）
		☐	NETIS登録技術（試行技術を除く）のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。（4点）
		☐	その他、施工及び工法等の優れた技術力として、評価できる場合 （理由：　　） [評価技術事例] ・施工及び工法等の優れた技術力として、評価する技術
	詳細評価内容		
（最大　13点）			
評 点 計＝０点	評　点＝０点		

考査項目別運用表（建築工事）

（創意1／2）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	□	測量・位置出しにおける工夫
		□	現地調査方法の工夫
		□	その他
			理由：
		詳細評価内容：	
	■施工関係	□	施工に伴う器具・工具・装置類の工夫
		□	工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み
		□	土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
		□	建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫
		□	電気設備工事等の配線、配管等の工夫
		□	暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫
		□	照明・視界確保等の工夫
		□	仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫
		□	運搬車両・施工機械等の工夫
		□	型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫
		□	施工管理及び品質向上等の工夫
		□	プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫
		□	仮設施工等の工夫
		□	既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫
		□	保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫
		□	作業の安全性向上のための施工方法等の工夫
		□	その他
			理由：
		詳細評価内容：	
	■品質関係	□	集計ソフト等の活用と工夫
		□	躯体工事の品質管理の工夫
		□	建築材料・機材の検査・試験に関する工夫
		□	施工の検査・試験に関する工夫
		□	品質記録方法の工夫
		□	その他
			理由：
		詳細評価内容：	

考査項目別運用表(建築工事)

(創意2／2)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	□	安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
		□	安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
		□	現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、
		□	酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
		□	周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
		□	改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
		□	作業時における作業環境改善等の工夫
		□	ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
		□	その他
			理由:
		詳細評価内容:	
	■施工管理関係	□	出来形の管理等に関する工夫
		□	施工計画書または写真記録等に関する工夫
		□	出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫
		□	CAD、施工管理ソフト等の活用
		□	CALSを活用した施工管理の工夫
		□	その他
			理由:
		詳細評価内容:	
	■その他	□	週休2日制モデル工事に取り組み　次の現場閉所を達成した。
			理由:4週8休(閉所率28．5%)以上
		□	その他
			理由:
		□	その他
			理由:
(最大　7点)		詳細評価内容:	
評 点 計＝ 0 点			

考査項目別運用表（建築工事）

（建築等工事 請負額5千万円超）

考査項目	細　別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	□ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ ③近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ ④配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑤その他 理由：
a：工程管理が優れている。b：工程管理が良好である。c：他の事項に該当しない。d：工程管理がやや不備である。e：工程管理が不備である。		
	評価＝ e	評価選択 □ a □ b □ c □ d □ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 □ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 □ ⑥その他 理由：
a：安全対策が優れている。 b：安全対策が良好である。 c：他の事項に該当しない。 d：安全対策がやや不備である。 e：安全対策が不備である。		
	評価＝ e	評価選択 □ a □ b □ c □ d □ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	□ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 □ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 □ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 □ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 □ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 □ ⑥その他 理由：
a：地域への貢献が優れている。 b：地域への貢献が良好である。 c：他の事項に該当しない。		
	評価＝ c	評価選択 □ a □ b □ c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。

考査項目別運用表(建築工事)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措置内容
	◉	該当無し
	○ －20点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ －15点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ －13点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ －10点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ － 8点	5.文書注意
	○ － 5点	6.口頭注意
	○ － 3点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は該当しない。)
	□ － 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等

① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。
② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減ずる。減点数は入札説明書等による。

※適応事例に○印をし、該当項目点数を成績採点表に記入する。

【上記で評価する場合の適応事例】

・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。

・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。

・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。

・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。

・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等

・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

・10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

・11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

・12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。

・13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

・14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

・15.施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった

・16.引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。

・17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。

・18.その他 理由:

解説	
⑱	※「その他」の場合は、必ず理由を記入する。

考査項目別運用表（建築工事）

（建築等工事 請負額5千万円超）

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①約款第18条（条件変更等）第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い、適切に処理されている。 □ ②施工計画書が、工事着手前に提出され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 □ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 □ ④施工計画書等に、独自の管理基準を作成し、出来形・品質管理されている。 □ ⑤工事記録の整備が、適時、適切に行われている。 □ ⑥一工程の施工の検査・確認の報告が、適時、適切に行われている。 □ ⑦使用する建築材料・設備機材(以下「材料・機材」という。)の管理がよい。 □ ⑧施工計画書の内容と現場施工方法が、一致している。 □ ⑨工事の関係書類及び資料整理がよい。 □ ⑩建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 □ ⑪社内検査が適切に行われている。 □ ⑫独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されている。
		□	□ ⑬その他 理由：
			（減点） □ 設計図書と適合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。 □ 契約図書に基づく施工上の義務について、検査職員から文書による指示を行った。
			上記のうち1項目該当 ・・・ d 上記のうち2項目以上該当 ・・・ e

評価			
a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：他の事項に該当しない。　d：施工管理がやや不備である。　e：施工管理が不備である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　）評価数×100／（　）対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする
	評価＝ d	12項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表(建築工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		☐ ①承諾図等が、設計図書を満足している。
			☐ ②施工図等が、設計図書を満足している。
			☐ ③出来形確認記録の内容が、適切である。
			☐ ④現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
			☐ ⑤不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。
		☐	☐ ⑥解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、適切な処分をしている。
		☐	☐ ⑦その他 理由:
			(減点) ☐ 監督職員が文書で改善指示を行った。
			上記に該当すれば ・・・ d
			☐ 約款第32条第2項に基づき破壊検査を行った。
			上記に該当すれば ・・・ e

評価

a:出来形が優れている。 b:出来形が良好である。 c:他の事項に該当しない。 d:出来形がやや不備である。 e:出来形が不備である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値(　　%)=(　)評価数×100/(　)対象評価項目数
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする

	評価= d	5項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表(建築工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		□ ①材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②品質確認記録の内容が、適切である。 □ ③施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。
	工事比率 0	□	□ ④各種構造の躯体工事における施工の品質が、適切である。 □ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、適切である。 □ ⑥不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 □ ⑦中間検査等での創意工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ ⑧その他 理由:
			(減点) □ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ・・・ d
			□ 約款第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ・・・ e

評価
a:品質が適切である。 b:品質がほぼ適切である。 c:他の事項に該当しない。 d:品質がやや不備である。 e:品質が不備である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値(　　%)=(　)評価数×100/(　)対象評価項目数
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする

	建築評価＝ d	4項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表(建築工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 □ ③品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率 0		□ ④品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ⑤システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し、良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。
		□	□ ⑦中間検査等での創意工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑧その他 理由:
			(減点) □ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ・・・ d
			□ 約款第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ・・・ e

評価
a:品質が適切である。 b:品質がほぼ適切である。 c:他の事項に該当しない。 d:品質がやや不備である。 e:品質が不備である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値(　　%)=(　　)評価数×100／(　　)対象評価項目数
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする

	電気評価＝ d	6項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表(建築工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 □ ③品質確認記録の内容が、適切である。 □ ④品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ ⑤システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。
	工事比率 0	□	□ ⑦中間検査等での創意工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑧その他 理由:
			(減点) □ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば ・・・ d
			□ 約款第32条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記に該当すれば ・・・ e

評価

a:品質が適切である。 b:品質がほぼ適切である。 c:他の事項に該当しない。 d:品質がやや不備である。 e:品質が不備である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値(　　%)=(　)評価数×100/(　)対象評価項目数
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする

	機械評価= d	6項	0 項目　0%

※機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

	総合評価= d	16項	0 項目　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表(建築工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事		□ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 □ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □ ④仕上がりの状態が良好で、色調が均一であり、色むら等が無い。 □ ⑤全体的な美観が良好である。 □ ⑥保全に配慮した施工がなされている。 □ ⑦その他 理由:
	工事比率 0		

評価
a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:他の事項に該当しない。 d:全体的な完成度がやや悪い。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値(　　%)＝(　)評価数×100／(　)対象評価項目数
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする

	建築評価＝ d	4項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表(建築工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 電気設備工事		□ ①きめ細やかな施工がなされている。 □ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。 □ ③機器又はシステムとして、運転状態、性能が優れている。 □ ④環境負荷低減への対策が優れている。 □ ⑤運転及び保守管理への対応が優れている。
	工事比率 0	□	□ ⑥その他 理由:

評価

a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:他の事項に該当しない。 d:全体的な完成度がやや悪い。

該当項目が90%以上・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c
該当項目が60%未満・・・・・ d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)=(　)評価数×100／(　)対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする

	電気評価＝ d	5項	0 項目　　0%

※.「対象」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。

考査項目別運用表(建築工事)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		□ ①きめ細やかな施工がなされている。 □ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕がりである。 □ ③機器又はシステムとして、運転状態、性能が優れている。 □ ④環境負荷低減への対策が優れている。 □ ⑤運転及び保守管理への対応が優れている。 □ ⑥その他 理由:
	工事比率 0		

評価

a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:他の事項に該当しない。 d:全体的な完成度がやや悪い。

該当項目が90%以上・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c
該当項目が60%未満・・・・・ d

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝(　　)評価数×100／(　　)対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする

	機械評価＝ d	5項	0 項目　　0%

※機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

	総合評価＝ d	14項	0 項目　　0%